



平成 29 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 大和自動車交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 前 島 忻 治
(コード番号 9082 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎
(TEL. 03-6757-7164)

当社による仮処分命令の申立について

当社は、本日、東京地方裁判所において、仮処分命令の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件申立ての内容

当社は、本日、東京地方裁判所において、民法上の組合である東京四社営業委員会の組合員たる地位を被保全権利として、当社が、日本交通株式会社、国際自動車株式会社及び帝都自動車交通株式会社（これら三社を総称して以下「三社」といいます。）並びに東京四社営業委員会に対し、東京四社営業委員会の組合員たる権利を有する地位にあることを仮に定めること等を求める仮処分命令の申立てを行いました。

2. 本件申立てに至った経緯

当社の平成 29 年 2 月 9 日付けプレスリリース「『東京四社営業委員会に関するお知らせ』に対する当社の見解等について」（以下「本件プレスリリース」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、東京四社営業委員会の組合員たる当社が三社から受領した同日付けの除名通知書と題する文書による除名は、法的に無効なものであり、当社は、現在もなお東京四社営業委員会の組合員としての地位にあります。

本件プレスリリースにおいても、当社は東京四社営業委員会の組合員としての地位にあることを確認するなどのため、法的措置を含めて毅然とした対応をとる所存である旨開示しておりましたが、その後の三社とのやり取りを通じて、当社といたしましては、法的措置をとらずに三社に当社の主張をご理解いただくことは難しいと判断せざるを得ませんでした。

そこで、当社が著しい損害を被ることを防ぐため、東京地方裁判所に本件申立てを行いました。

3. 今後の見通し

本件申立てによる当社グループの今期業績への影響はないものと考えております。本件申立ての進捗に応じて今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上